

令和7年4月16日提出

令和7年第1回

小金井市議会臨時会議案

(写)

小 議 発 第 6 号

令和7年4月9日

小金井市議会議員 様

小金井市議会事務局長

伏 見 佳 之

令和7年第1回小金井市議会臨時会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が市長から送付されておりますので送付します。

記

専第1号 専決処分の報告及び承認について

（小金井市市税条例の一部を改正する条例）

専第2号 専決処分の報告及び承認について

（小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例）

専第3号 専決処分の報告及び承認について

（小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

なお、

○ 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
は、市長から送付され次第、後日送付します。

専第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日付けで小金井市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和7年4月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(写)

専決処分書

小金井市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市市税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和7年4月1日

小金井市長 白 井 亨

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成２０年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１０１条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第１０６条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第１０１条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第１０７条第２項各号列記以外の部分中「身体障害者又は」を「身体障害者もしくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

付則第１８条の２第１４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

付則第１９条第１４項を同条第１５項とし、同条第１３項を同条第１４項とし、同条第１２項の次に次の１項を加える。

１３ 市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定

する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第101条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専第1号資料1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）等の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 改正内容

- (1) 原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とする。（軽自動車税関係。法第463条の15第1項、条例第101条第1号、条例第106条第2項第5号）
- (2) 運転免許証と個人番号カードの一体化に伴い、規定を整備する。（軽自動車税関係。道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2、条例第107条第2項及び第3項）
- (3) 特定マンションの申告に係る特例規定を追加する。（固定資産税関係。法附則第15条の9の3、条例付則第19条第13項）
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する（付則第1条）。

4 経過措置

(1) 固定資産税に関する経過措置

この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による（付則第2条）。

(2) 軽自動車税に関する経過措置

新条例第101条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の

年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による（付則第3条）。

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(種別割の税率) 第101条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 省略 (2) 省略 (3) 省略 (種別割の減免) 第106条 省略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限	(種別割の税率) 第101条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 省略 (2) 省略 (3) 省略 (種別割の減免) 第106条 省略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限	規定の整備、種別割の税率区分の追加及び号の細分の繰下げ

までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) } 省略 (2) } (4) } (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6) } 省略 (7) } (8) } 3 省略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第107条 省略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の	までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) } 省略 (2) } (4) } (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6) } 省略 (7) } (8) } 3 省略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第107条 省略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の
--	--

帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	(1) } 省略 (4) } (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件	(6) 省略	項の繰下げ 同上
者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	(1) } 省略 (4) } (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件	同上	項の繰下げ 同上
帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	(1) } 省略 (4) } (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件	(6) 省略	項の繰下げ 同上
者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	(1) } 省略 (4) } (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件	同上	項の繰下げ 同上

15 省略 16 省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 第19条 省略 2 } 省略 12 }	15 省略 16 省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 第19条 省略 2 } 省略 12 }	特定マンションの申告に係る特例規定の追加
13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。 14 省略 15 省略	13 省略 14 省略	項の繰下げ 同上
付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (固定資産税に関する経過措置) 第2条 この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。		

	(軽自動車税に関する経過措置) 第3条 新条例第101条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
--	--

専第2号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日付けで小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和7年4月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(写)

専決処分書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和7年4月1日

小金井市長 白 井 享

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第1条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

付則第13条中「第34項、第38項もしくは第45項」を「第33項、第37項もしくは第44項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専第2号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 改正内容

都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定が整備されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。（法附則第15条、条例付則第1条の3、条例付則第13条）

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する（付則第1条）。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による（付則第2条）。

改正条例	現行条例	備考
付 則 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 第1条の3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 第13条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第32項、第33項、第37項もしくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画法に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「もしくは第33項又は附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。	付 則 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 第1条の3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 第13条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第32項、第34項、第38項もしくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画法に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「もしくは第33項又は附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。	法改正に伴う引用条項の整備 同上
付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画法条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画法について適用し、令和6年度分までの都市計画法については、なお従前の例による。		

専第3号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日付けで小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行に伴い、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和7年4月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(写)

専決処分書

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和7年4月1日

小金井市長 白 井 亨

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成２０年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専第3号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行に伴い本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「条例」とは、この改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

2 改正内容

(1) 5割減額対象基準額の改定

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額である29万5,000円を30万5,000円に改める（条例第22条第1項第2号）。

(2) 2割減額対象基準額の改定

国民健康保険税の減額の基準について、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額である54万5,000円を56万円に改める（条例第22条第1項第3号）。

3 施行期日

令和7年4月1日（付則第1項）

4 経過措置

改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による（付則第2項）。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に 対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎 課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た 額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文 の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た 額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万 円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額 を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場 合には、17万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所 得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう ち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に 当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて 得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属 者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない 世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア } 省略 イ } ウ } (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所 得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう	(国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に 対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎 課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た 額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文 の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た 額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万 円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額 を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場 合には、17万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所 得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう ち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に 当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて 得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属 者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない 世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア } 省略 イ } ウ } (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所 得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう	5割減額対象 基準額の改定

ち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア } 省略 ウ } 省略 2 省略 3 省略	ち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア } 省略 ウ } 省略 2 省略 3 省略	2 割減額対象 基準額の改定
付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。		